

第10章 食 糧 庁

第1節 食糧管理制度の運営

食糧管理制度については、国民の主食である米の需給及び価格の安定を図るという制度の基本的役割にかんがみ、平成元年6月の農政審報告の方向に沿って、自主流通米価格形成の場の設置等、市場原理がより活かされる仕組みとする等の施策を講じてきたところである。

しかしながら、近年になり、現行食糧管理制度と実態が乖離してきていること、また、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴う新たな国際的規律への対応が求められたことから、平成6年8月農政審議会が取りまとめた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」の趣旨を踏まえ、平成6年12月「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」を制定した。

1 米穀の需給と生産調整

水田農業確立対策の実績と経緯を踏まえ、水田営農の活性化を図るため、生産者・生産者団体の一層の主体的取組を基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、「新しい食料・農業・農村政策の方向」に示された基本方向に即し、平成5年度から7年度までの間、転作等目標面積を676千haとして水田営農活性化対策を推進している。

本対策においては、

ア 水稲作と転作を組み合わせた望ましい経営体の育成を図りつつ、生産性の高い水田営農の確立を図ること

イ 他用途利用米を含む望ましい米づくりを推進し、米の制度別・用途別の需給均衡を図ること

ウ 生産者の創意工夫と地域の自主性が活かされる生産体制の確立に向けた環境づくりをねらいとしている。

本対策における都道府県・市町村別の転作等目標面積の配分については、行政と生産者団体の双方が協議の上決定し、その配分通知は両ルートを通じて行われる。

転作等目標面積の配分を受けた市町村及び農業協同

組合等は、一体となって、農業者の希望を聴取し、農家間・集落間の調整、地域間調整等を行いながら、農業者別の転作等目標面積を決定することとされているが、この場合、市町村及び農業協同組合等は、地域の実情に応じ、双方協議の上で、市町村による農業者別の仮配分を併用しつつ、農業協同組合等が極力自ら農業者別の配分を行うよう努めることとされている。

また、転作等目標面積の地域間調整については本対策においては生産者・生産者団体の主体的取組により、関係者の合意を得て、これを一層推進することとされている。

2 価格形成の場

6年産の自主流通米の入札取引については、早期米と通年玉に分けて実施された。

① 早期米は大阪取引場で約1万トンの入札取引が実施された

② 通年玉は東京、大阪取引場でそれぞれ5回づつ約80万tの入札取引が実施された

概ね、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価を反映した価格形成が図られた。

3 生産者米価

生産者米価については、元年産の米価の算定の際に、新算定方式（1.5ha以上の農家を算定対象農家とする方式）をめぐって各般の議論があり、さらに検討していくこととされていた。このような経緯を踏まえ検討を行った結果、2年産米の米価算定方式については、全国の各農業地域（北海道、東北、北陸、関東、東山、東海、近畿、中国、四国、九州の9地域）における平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的に担っている者とし、このような農家を算定対象農家とするいわゆる地域方式を採用した。

2年産以降も地域方式により算定を行ってきており、6年産米についても地域方式により算定を行った。

4 米の流通改善

米の流通改善については、これまで昭和63年の「米

流通改善大綱」に基づき、集荷から販売に至る流通の各段階における競争条件の導入を図るため、許可等の要件の緩和と新規参入の促進、業務・営業区域の拡大等各般の措置を実施してきた。

また、価格形成の場における入札取引の実施に伴い、県間流通する自主流通米についても卸売業者と二次集荷業者との直接取引の途を開くなど自主流通制度の運営改善を行ってきているところである。「新しい食料・農業・農村政策の方向」においても、今後の米管理については、需給と価格の安定を図るという政府の役割・機能を前提としつつ、市場原理・競争条件の一層の導入を進める」とこととされており、このような方向に即し、各般の施策を講じていくこととしている。

第2節 米穀の管理

1 需 給

(1) 国 内 米

ア 平成5年から7年までの3ヶ年にわたって実施される水田営農活性化対策においては、転作等目標面積を676千haとし、各年30万tの在庫増しを行うこととして計画された。

○水田営農活性化対策（期央年—平成6年度）

水稻潜在作付面積(A) 2,709千ha

水稻作付面積(B) 2,033千ha (2,109千ha)

米需要量(平成7米穀年度)	922万t
米生産量	1,023万t(1,058万t)
事前売渡申込限度数量	700万t (738万t)
転作等目標面積④—⑩	676千ha(600千ha)

(注) () 内は平成6年度の計画である。

イ 平成6・7米穀年度の需給計画は、平成6年3月に策定した「米穀の管理に関する基本計画」において次のとおりとされた。

平成6・7米穀年度の需給見通し

平成5年10月末持越在庫量 23万t

平成5年産米生産量	766万t
新米売却増	⑤5~⑤25万t
輸入量	175~215万t
供給量計	990~1,010万t
需要量	990~1,010万t
平成6年10月末持越在庫量	0~20万t
平成6年産米生産量	1,058万t
新米売却復元	0~▲20万t
供給量計	1,058万t
需要量	990~1,000万t
平成7年10月末持越在庫量	60~70万t

(注) 輸入量(175~215万t)には、もち米10万tが含まれる。

(備考) 上記のほか、加工原材料用等の需要に向けられるものとして、

(1) 他用途利用米等の生産が平成5年産米で17万t、平成6年産米で45万t

(2) 輸入が平成6米穀年度で33万t程度ある。

ウ 平成6年産米は、田植期以降全国的に高温・多照の天候に恵まれたことに加え、台風や病害虫による被害も少なく、育成及び登熟共に良好であったため、作況指数は109の「良」となり、主食用等の生産量は、計画生産量1,058万tに比べ103万t増の1,161万tとなった。このため7米穀年度の需給は、それまでのタイトな需給状況から一転して、緩和状態で推移することとなった。

このような緩和状態の下で、6年産自主流通米の相当量の販売残が見込まれる等、需給緩和による影響が強く懸念されたため、需給の安定化及び、自主流通米販売環境の改善を図るため、6年12月から、「自主流通米供給安定化特別対策」を実施したところである。

エ 平成6年度の需要については、政府買入数量は、平成6年産米205万tとなっており、政府管理米の主食用供給量は、政府米42万2千t、自主流通米312万9千tとなり、工業用供給量は政府米3千t、自主流通米40万2千t(うち酒造用33万5千t)となった。

オ 以上により、平成6年度政府米在庫は、171万4千tとなった。

(2) 輸 入 米

ア 平成5年産米の不作に伴う緊急輸入米については、平成5会計年度に引き続き、平成6会計年度においてもアメリカ、中国、オーストラリア、タイから合わせて174万4千t(うちもち米5万1千t)を買い入れ、125万5千t(うちもち米4万4千t)を売却した。

イ 沖縄県での需要に充てるため、持越在庫タイ産もち米1千t、タイ産うるち砕米5千tのほか、タイ産うるち砕米4千tを買い入れ、もち米1千t、うるち砕米9千tを売却した。

2 6年産米の集荷

6年産米の集荷については、水田営農活性化対策の推進を図り、転作の実効を確保するとともに、その実施を通して米穀の需給均衡を図ることにより、基本計画で定められた集荷量を全量確保すべく、生産者ごとに事前売渡申込限度数量を配分し、その数量の範囲内で売渡申込みを受けた。

なお、6年産の都道府県別事前売渡申込限度数量(う

るち米712万t、もち米26万t、合計739万t)の都道府県別の配分は、政府に売渡すべき米穀に関する政令(昭和30年政令第134号)に基づき、42～44年産米の平均政府買入数量から水田営農活性化対策の転作等目標面積に基づいて算定した数量を差し引いて得た数量を基礎とし、米生産力等の最近の実態を適正に反映される等、所要の調整を行った。

(1) 事前売渡申込みまでの経過

- ア 5年10月29日 都道府県別事前売渡申込限度数量の内示(農林水産事務次官—都道府県知事)
- イ 6年6月29日 都道府県別事前売渡申込限度数量の正式通知(農林水産大臣—都道府県知事)
- ウ 6年7月20日 6年産米の売買条件及び事前売渡申込みの受付開始日並びに事前売渡申込みの期限(平成6年農林水産省告示第1075号)の施行

(2) 事前売渡申込み

6年産米における事前売渡申込みの受付は、7月20日から、8月22日までの間実施され、その結果、全国総計671万tの事前売渡申込みがあった。この生産者別の事前売渡申込みの数量に基づき指示される政府買入基準数量((3)のアにより市町村長から指示された数量を含む。)から災害その他やむを得ない理由により生産者が政府に売渡することができなくなった米穀の数量を控除した数量が、食糧管理法(昭和17年法律第40号)第3条第1項に規定する「生産者が政府に売渡さなければならない数量」となる。

なお、事前売渡申込限度数量に対する申込実績は、表1のとおりである。

(3) 出来秋調整

米の実収入高がおおむね明らかとなった場合において、生産者間や地域間での米の作柄の豊凶の差等によって、一方では事前売渡申込限度数量を超える、いわゆる予約限度超過米が発生し、他方では集荷量が事前売渡申込数量に達しない、いわゆる空枠を生じる場合には、生産者間、市町村間及び都道府県間で事前売渡申込限度数量のいわゆる出来秋調整を行う制度を48年産以降実施している。

その仕組みとしては、次のとおりである。

ア 市町村は、予約限度超過米の発生が見込まれるときは、転作等の実施状況を勘案しつつ、市町村内の空枠見込数量とイにより都道府県から市町村に追加配分された数量との合計数量の範囲内で、予約限度超過

表1 平成6年産米の事前売渡申込限度数量と
事前売渡申込数量

		(単位：玄米t, %)		
都道府県	申込限度数量	申込数量	比	
全国計	7,384,725	6,709,039	90.9	
北海道	727,380	727,349	100.0	
青森	300,420	286,768	95.5	
岩手	292,861	285,896	97.6	
宮城	384,211	375,079	97.6	
秋田	545,018	511,915	93.9	
山形	420,695	394,149	93.7	
福島	312,598	287,771	92.1	
茨城	228,820	180,616	78.9	
栃木	286,547	265,224	92.6	
群馬	61,050	50,946	83.4	
埼玉	102,515	66,270	64.6	
千葉	204,673	174,177	85.1	
東京	208	136	65.5	
神奈川	6,640	6,049	91.1	
新潟	568,398	515,910	90.8	
富山	214,613	214,227	99.8	
石川	130,770	130,133	99.5	
福井	143,891	131,917	91.7	
山梨	11,743	8,951	76.2	
長野	160,514	152,646	95.1	
岐阜	87,690	69,961	79.8	
静岡	38,730	32,973	85.1	
愛知	97,580	81,022	83.0	
三重	113,070	86,541	76.5	
滋賀	168,408	147,259	87.4	
京都	50,118	44,444	88.7	
大阪	7,245	3,636	50.2	
兵庫	137,665	106,342	77.2	
奈良	25,021	20,934	83.7	
和歌山	11,455	5,426	47.4	
鳥取	62,279	56,557	90.8	
島根	88,059	79,102	89.8	
岡山	134,956	108,844	80.7	
広島	112,774	94,394	83.7	
山口	114,460	100,104	87.5	
徳島	44,750	30,418	68.0	
香川	68,940	63,090	91.5	
愛媛	60,441	46,841	77.5	
高知	37,610	31,219	83.0	
福岡	199,710	174,043	87.1	
佐賀	154,750	151,829	98.1	
長崎	47,830	36,988	77.3	
熊本	173,795	162,482	93.5	
大分	102,585	97,027	94.6	
宮崎	73,860	57,251	77.5	
鹿児島	64,630	51,434	79.6	
沖縄	2,750	2,750	100.0	

米が見込まれる生産者に追加指示（生産者別政府買入調整基準数量の指示）を行う。

イ 都道府県知事は、市町村長に対し、都道府県内の空枠見込数量とウにより国から指示された数量との合計数量の範囲内で、市町村別政府買入調整基準数量の指示を行う。

ウ 国は、米の需給調整上必要があると認めるときは、全体の空枠見込数量の範囲内で、都道府県別政府買入調整基準数量の指示を行う。

(4) 最終集荷数量

6年産米の最終集荷数量は、政府買入米205万t、自主流通米483万tであり、このほかに、全国で14万tの予約限度超過米を集荷した。

(5) 集荷対策

6年産米の集荷に当たっては、限度数量の全量集荷、端境期における早期米の集荷促進、政府米の在庫造成を目標に主として次の措置を講じた。

- ① 適正集荷推進体制の整備・強化
- ② 事前売渡申込の確保
- ③ 早期集荷の確保と集荷進行管理の徹底。

(6) 助成処置

米の需給及び価格の安定を確保するとともに、生産面をも含め多様な需要に応じた安定的な米生産体制への誘導、米の適正かつ円滑な生産・集荷・流通の確保を図るため5年度に引き続き制度別用途別需給均衡化総合対策事業を実施することとした。

6年産米では、米の需給事情等に即応して機動的かつ弾力的に行うとの観点から、①政府米の集荷促進、②政府米と自主流通うるち米との需給調整、③端境期における自主流通米の早期出荷・早期出庫の促進等について事業を定めこれを実施した。

3 売 却

(1) 政府米の売却方法

5年産の未曾有の不作により、6米穀年度は異例の需給事情となり、国内産米での供給不足を補うために緊急特例措置として259万トン外国産米の輸入を行った。

このため、6米穀年度の米の需給・売却操作は、5年産自主流通米を主体とした国内産米と緊急輸入米を地域間や販売業者間で偏りを生じることなく、また、特定の時期に集中しないよう配慮しながら行った。

(2) 売却数量

6米穀年度における主食用の売却実績は167万t（うち143万tが緊急輸入米）となった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概要

ア 自主流通制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足したものである。

イ 自主流通制度は、①消費者にとっては食味のよい米を選択して購入でき、②生産者にとっては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットをもっており、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取組みもあって年々増加した。

特に、米流通改善大綱（63年3月）の下で、自主流通米の拡大目標（3～5年後の主食用うるち米に占める自主流通米比率をおおむね6割程度とする。）が示されたこと、自主流通米の生産者メリットが増加したこと等から、拡大傾向が顕著となり、平成6米穀年度においては、主食用流通量で342万t（67%）と約7割を占めるに至り、5年産米集荷ベースでは、未曾有の不作に伴い、自主流通米を中心に集荷したところから、集荷ベース（見込）で99%となっている。なお、6年産米については、集荷ベースで66%となっている。

自主流通助成については、自主流通米が米流通の大宗を占めるようになったことに伴い、2年産米より通年販売促進費、良質米奨励金について現実に即した機能をもたせるため、通年販売促進費は通年計画販売促進費に、良質米奨励金は自主流通対策費に組み替えを行った。

また、5年産米からは最近の自主流通米の動向等にかんがみ、自主流通対策費の単価の縮減を行った。

(2) 自主流通米の流通実績

ア 5年産米については、水稻の作況指数が74の「著しい不良」となったことに伴い、流通実績は、計画数量458万tに対し、70万t下回る388万t程度となった。用途別には、主食用うるち米335万t（うち超過米5万t）酒米39万t、もち米14万t（うち超過米1万t）となった。

また、こうした不作に伴う異例の需給事情の下で、6米穀年度の主食用うるち米の供給に当たっては、全国各県すみずみまで公平かつ安定的に供給するとの観点から、毎月、出荷県、購入県別の供給予定数量を主食用うるち米委員会で決定した上で行った。

イ 6年産米については、前年産の不作を受け、自主流通米においても、一定の在庫増成に取り組むこととしたこと等から、計画数量を503万トンとした。

これに対し、集荷実績は497万トン程度となってい

る。用途別には、主食用うるち米425万トン(うち超過米5万トン)、酒米37万トン、もち米35万トン(うち超過米9万トン)となっている。

なお、6年産米は、大豊作(水稻の作況指数が109)となり、前年産から一転して緩和基調となったことから、7米穀年度の需要を上回るものと見込まれるもの(40万トン以上)について、「6年産自主流通米の供給・在庫対策」の措置を講じたところである。

ウ 平成6年産米の入札取引については、早期米と通年玉に分けて入札取引が実施されたところである。

早期米については、通年玉と同様に需給動向や品質評価を的確に反映した価格形成を図る必要があるものの、通年玉と異なる流通上の特性に十分配慮して、基準価格を前年産早期米の入札取引の指標価格に米の卸売価格の上昇率を乗じた価格とするなど一部必要な見直しを行い、基本的には前年産米と同様の仕組みの下で6年7月21日大阪取引場において実施された。

また、通年玉については、よりの確に需給実勢を価格に反映し得るよう産地品種銘柄ごとの上場回数を年4回づつから年5回づつに増やすとともに、上場対象銘柄について前年産の自主流通米の集荷量が二次集荷業者単位で1万トン以上であったものを8千トン以上に引き下げることにより上場対象銘柄の増加や上場数量の増加を図るなどの入札取引の仕組みの改善が行われた。また、入札取引の実施日については、8月下旬から出回りが開始されることを考慮し、6年8月から7年5月までの間東京、大阪においてそれぞれ5回実施された。

6年産米の入札結果の特徴としては、早期米は、従来から走りの商品であるため新米としての人気が高いことに加え、前年産米の異例の需給事情により総供給量に占める国産米の割合が約40%という状況の中で、国産米100%である新米に対する要望が相当程度あったことなどから上限価格あるいはそれに近い価格での落札となった。通年玉は、6年産の新米が例年より早く出回ったことや作況指数が109という大豊作だったことにより需給事情が大きく緩和したことを反映して指標価格が下限価格又は、これに近い水準で推移するとともに一部銘柄について不落札が発生した。しかしながら、第4回以降、自主流通米供給安定化特別対策の実施等を背景として、底堅い値動きとなり、最終の第5回の入札取引においては、上場された全量が落札され、一部の銘柄は基準価格を上回るなど多くの銘柄が前回比で上昇した。

このように6年産の入札取引は、需給事情を反映しつつ、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価等に応

じた価格形成が図られた。

(3) 自主流通助成措置

自主流通米は、生産者にたいして政府買入価格を上回る手取り水準を実現すると同時に、集荷経費及び流通経費を賄わなければならないため、そのコスト価格は政府が管理経費を負担している政府米の売却価格よりも高くならざるを得ない。このため、自主流通米の円滑な流通を確保する観点から、政府が各種の助成を行ってきているが、その助成については、制度の健全な発展を図ることを基本としつつ、自主流通米の生産・流通の実態や財政負担の状況等を踏まえて逐次必要な見直しを行ってきている。

6年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

ア 自主流通対策費

自主流通米の適正かつ計画的な集荷・流通を確保するとともに、良品質の米の生産・出荷を促進し、これを通じて米の消費拡大に資するため、自主流通米に対して交付した。

6年産米については、基本的単価として60kg当たり640円(予約限度数量達成率が80%未満の者540円)特定銘柄生産加算として特定銘柄米(旧Aランク米)に対して60kg当たり250円、さらに等級加算として水稻うるち玄米の1等及び醸造用玄米の特上～1等に対して60kg当たり250円を交付した。

イ 通年計画販売促進費

(イ) 計画販売促進費

自主流通米の適正な流通・保有の確保及び計画的販売に資するとともに、消費者が年間を通じて安定した価格での自主流通米を得るようにするため、その販売までの間に生産者団体が負担した金利・保管料相当額を助成するものであり、6年産米については、最近の金利の動向を踏まえ、1か月60kg当たり主食用うるち米及び酒米に対して80円(前年産83円)、水稻もち米に対して85円(前年産89円)、陸稻もち米に対して71円(前年産74円)を交付した。

(イ) ばら共同保管

ばら流通の拡大を図り、米の需給事情の多様な変化に機動的に対応した自主流通米の円滑な流通を確保するため、卸売業者団体が実施するばら共同保管に係る金利・保管料相当額の一部を助成するものであり、6年産米については、1か月60kg当たり124円を交付した。

5 他用途利用米

(1) 概 要

他用途利用米は、主食用より低い価格の米であれば

加工原材料用に需要があること、また、生産者も転作の一態様としての生産にメリットがあることに着目し、加工原材料の供給、米需要の拡大に資するとともに、水田の有効活用を図り、かつ、低コスト生産を推進することを目的として、昭和59年度から、水田利用再編第3期対策（昭和59～61年度）の一環として導入された。

(2) 拡 大

その後、他用途利用米については、着実に定着・拡大が図られてきており、昭和62年度については、それまでのみそ、せんべい、米澱粉、焼酎用等の用途について数量の拡大を行ったほか、新たに酒造用及びあられ用等（もち米）を導入した（生産予定数量34.8万t）。更に、昭和63年度から、米需給均衡化緊急対策の一環として、加工米飯用、酒造用等の拡大を行うほか、不作等の事態に備えた在庫造成を含め、生産予定数量を昭和63年度には46.8万tに、平成元～4年度には49.8万tに、平成5年度については53.3万tに拡大した。

(3) 縮 小

しかしながら、平成5年度米が未曾有の不作となったこと等から、供給不足分について緊急特例的に輸入した外国産米を供給することとしたため、平成6年度他用途利用米の生産予定数量は45万tに縮小された。

また、平成7年度他用途利用米は、6年度の豊作による加工用米の需給緩和等から販売残が発生したため、生産予定数量は25万トンに縮小された。

(4) 制度の位置付け

他用途利用米については、食糧管理制度の枠内に明確に位置付けるとともに、その生産・流通の仕組みは次のとおりとなっている。

ア 自主流通ルートに準じた、生産者と需要者との自主的契約を基本とする。

イ 基本計画において、その管理の方法、需要状況及び生産・流通の見通し等について明らかにするとともに、供給計画においても所要の位置付けを行う。

ウ 食糧管理法第9条の規定により必要な流通規制を講じるほか、横流れ防止の徹底を図る観点から原則として変形加工をして流通させる等、米穀の流通秩序に混乱が生じないよう所要の措置を講じる。

エ 他用途利用米の生産・流通の円滑化のため必要な政府助成を行う。（平成6年度基準単価トン当たり5万円）

なお、平成6年8月にとりまとめられた農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」において、他用途利用米制度について（廃止を含め）見直しを行う旨の報告がなされた。

6 制度別・用途別需給均衡化総合対策

近年における需給事情については、全体需給が逼迫傾向にあることに加えて、生産面で全国的に良質米志向が強まっていることから、標準価格米、業務用、加工用等、米の多様な需要に対して適切に応えていくことが困難となってきた。

このような状況に対処するため、水田営農活性化対策の期間中行うこととされた米の制度別・用途別需給の均衡化のための給合対策を実施した。

平成6年度産については、平成5年度が未曾有の不作となったことから、端境期対策を中心に、安定的供給対策を総合的に講じた。

ア 自主流通対策費の見直し及び制度別・用途別需給均衡化特別対策の実施

米の多様な需要に応じた生産誘導、集荷・流通の促進を図るため、自主流通対策費について加算部分の縮減等の見直しを行うとともに、

① 政府米、自主流通米の需給均衡を図るための生産・出荷の誘導

② 業務用、加工用米の生産・集荷の円滑化

等を目的とする制度別・用途別需給均衡化特別対策を実施した。

なお、その具体的事業内容については、平成6年度米をめぐる需給事情の変化に適確に対応し、全量集荷及び安定供給の確保を図るため、所要の改善・充実を行った。

イ 他用途利用米の生産確保対策の逸し

他用途利用米の生産の確保、集荷・流通の円滑化を図るため、他用途利用米に係る助成について現行の助成水準を維持するとともに、供給の集約化の推進及び他用途利用もち米の生産確保のための加算を設ける等の充実・改善措置を講じた。

ウ 制度別・用途別の生産・集荷目標の設定

多様な需要に対応した米づくりを推進するため、行政と生産者団体が一体となって適切な生産・集荷に取り組むことができるよう、行政と生産者団体の協議により、制度別・用途別の生産・集荷目標を設定した。

7 米穀販売業者制度

食糧管理法の改正（昭和56年6月11日法律第81号、昭和57年1月15日施行）により、米穀販売者については、卸売業者、小売業者及び特定米穀販売業者の3つの区分による許可制がとられている。57年6月1日に米穀販売業者制度がスタートし、以後、3年ごとに一斉更新を行い、6年6月1日には5回目の一斉更新が

行われた。

(1) 米穀販売業者の許可

米穀の販売業者については消費者に対し、その需要に的確に対応して米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、適正な販売活動を確保することが極めて重要な意義を有していることにかんがみ、米穀の流通を担う者としての位置付け法律上明確にされている。

6年6月1日における許可数は、卸売業者277件、小売業者については、営業所71,893件、特定営業所2,873件、販売所15,986件、計90,752、特定米穀販売業者2,281件である。

(2) 流通改善措置の実施状況

米穀販売業者に係る流通改善については、近年における経済・社会情報の変化に対応して、極力、規制の緩和を図り、新規参入の促進等を通じて競争条件の導入、商活動の活性化を図っているところである。

小売業者の店舗開店については、主として店頭で小袋詰精米のみを販売する形態の「特定営業所」制度の導入と特定営業所及び販売所の店舗展開の促進により、63年以降、平成7年3月末までに、6,838店舗にのぼる小売業者（営業所、特定営業所、販売所）の新規参入が図られたところである。

また、店頭以外に設置される自動販売機による米穀の販売及び米穀の移動販売（移動販売車）については、6年10月1日現在、自動販売機の設置が、42都道府県で2,138台、移動販売の届出が、37都県で7,346件となっている。

卸売業者については、新規参入と隣接県卸の許可が実施され、新規参入については、元年2月に岡山県において1件の許可が行われたほか、東京都においては同年12月に3件、大阪府においては2年3月31日に2件、石川県においては3年11月1日に1件、愛知県においては4年3月25日に1件、6年12月27日に2件の新規許可が行われたところである。

隣接県卸の許可（卸の営業区域の拡大）については、6年10月1日現在、33都道府県で218の卸売業者に許可が行われている。

8 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

米の消費拡大については、我が国の風土・資源に適した食糧である米を中心とした日本型食生活を広く維持、定着させていくとともに米の需給均衡を図ることを基本として、各般にわたる施策を講じて協力に推進している。

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における需要拡大宣伝事業の実施

中央においては、健康的な食生活を推進するためのごはん食についての正しい知識の普及啓発活動を継続して実施した。

(ア) お米・ごはん食展等の実施

官民一体となった米消費拡大推進の啓発宣伝として、米消費拡大推進連絡協議会（米穀販売業者団体、生産者団体、集荷業者団体、消費者団体、地方公共団体等16団体で構成）主催で「'94お米・ごはん食展『ワンダフルごはんパーク』」（東京ドーム特設会場11月4日～6日）が開催された。

また、同協議会が実施主体となって、テレビ、新聞、交通広告等の各種媒体を総合的に活用した普及宣伝活動（ごはん食推進キャンペーン）を実施した。

さらに、農林水産祭で「お米コミュニケーション展」を実施した。（東京晴海11月5日～7日）

(イ) テレビ宣伝

食糧庁と全国米穀協会との共同提供により、料理情報提供番組「キッチンパトロール」（15分番組）を6年4月から7年3月まで毎週土曜日に放映した。

(ウ) その他

全国米穀協会等に委託して、次の事業を実施した。

- a 医師・栄養士等専門家の協力を得たお米健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動
- b 婦人団体、農山漁家生活改善グループ、食生活改善推進組織によるごはん食の啓発活動
- c 啓発、宣伝事業用の各種資材の作成、提供
- d 学校給食調理指導者の講習及び視聴覚教材の作成
- e 高校生及び料理学校生徒を対象としたヤング・ライスクッキング・コンテストの開催等
- f 緊急輸入米の安全性・販売法事方法等についての消費者への周知徹底及び輸入米の料理講習会の開催

イ 地域米消費拡大対策の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体等が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（お米ギャラの開設・運営、地域特産米料理等の普及、稲作体験活動等）を実施した。

9 学 校 給 食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を

対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

6年5月現在における学校給食の実施状況は表2のとおりである。

区 分	学 校 数		児 童 ・ 生 徒 数	
	校	%	専任	%
完 全 給 食	32,440	(86.0)	11,531	(85.8)
補 食 給 食	538	(1.4)	72	(0.5)
ミ ル ク 給 食	2,306	(6.1)	925	(6.9)
計	35,284	(93.5)	12,528	(93.2)
未 実 施	2,438	(6.5)	919	(6.8)
総 計	37,722	(100.0)	13,447	(100.0)

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、長期的にみて児童・生徒の食習慣が将来の我が国の食生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、米を中心とした日本型食生活の定着に寄与するものと考えている。

このような考え方に立って、米飯学校給食については、51年度から政府助成を行うこと等により、週3回程度の実施を目標として計画的に推進している。

6年度の学校給食用米飯（政府米）の値引率については、食料政策上の必要性、米飯給食の普及状況、財政負担等を総合的に勘案し、前年度と同様の率を維持することとし、

新規実施校	60%
週3.0回以上実施計画校	50%
その他の学校	45%

とした。

その他、米飯学校給食の推進のための施策として、52年度より学校給食米飯導入促進事業を実施し、学校給食用パン製造業者等が学校給食用の委託炊飯設備を設置する場合に、その設備費を一部補助することや、元年から生産者団体等が一定のルートで自主流通米等を学校給食用に供給する場合には、政府助成（政府米値引相当額の85%）を行い、また4年度からは、地域の実情に応じた米飯給食の推進を図ることとして米飯学校給食推進特別対策事業を実施している。

なお、平成5年産米の作柄が戦後最低という異例の事態の下、米飯学校給食用米穀については、平成6年4月～10月の間、政府米に代えて自主流通米を供給す

るとともに、特別の助成を実施した。

この結果、6年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の98.9%（51年5月36%）
- ② 対象児童・生徒数は、99.2%（51年5月30%）
- ③ 週平均実施回数 2.6回（51年5月0.6回）
- ④ 米穀の使用実績は、約10万2千t（51年5月1万t）
- ⑤ 週3回以上実施している学校は、70.4%（51年5月7.0%）

となり、着実に普及している。

第3節 麦類の管理

1 麦類の需給

(1) 麦類需給計画

6年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、最近の作付面積及び単収の向上等を考慮して88万2千tと見込み、大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により大麦12万5千t、はだか麦1万6千t、計14万1千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに505万1千tを見込んだ。外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により22万4千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して553万t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して18万t、合計571万tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して28万3千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して2万2千t、合計30万5千tを計上した。

ウ 期末持越量

国内産麦については、年間均等に売却することを前提に、6年度の買入見込量から当年度の売却見込量を差し引き、小麦は41万2千t、大・はだか麦は7万2千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は月平均需要量の2.6か月分に相当する108万2千t、大・はだか麦は8万tを見込

んだ。

(2) 麦類需給実績

6年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦は50万6千t、大・はだか麦は5万8千t（大麦4万8千t、はだか麦1万t）となり、当初計画に比べ、小麦は37万6千t、大・はだか麦は8万3千tそれぞれ減少となった。

(イ) 外国産米の買入量は、小麦が488万7千t、大・はだか麦が11万8千tとなり、当初計画に比べ、小麦は16万4千t、大・はだか麦は10万6千t減少した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は512万5千t、固有用途用は17万6千tとなり、当初計画に比べ、主食用が40万5千t減少し、合計で530万1千tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用は16万8千t、固有用途用（麦茶用等）は3万9千tとなり、当初計画に比べ、主食用は11万5千t減少し、固有用途用で1万7千t増加し、合計で20万7千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦は25万3千t、大・はだか麦は3万3千tとなり、当初計画に比べ、小麦は15万9千t、大・はだか麦は3万9千tの減少となった。

外国産麦については、小麦は98万9千t、大・はだか麦2万1千tと当初計画に比べ、小麦は9万3千t、大麦は5万9千tの減少となった。

2 6年産麦の集荷

(1) 政府買入れのための諸措置

ア 6年産麦の政府買入れについては、6月8日に買入条件を設定した。

イ 6年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、6月8日、農林水産省告示第710号をもって告示された。

普通小麦	（銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき）	9,110円
小粒大麦	（銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき）	6,540円
大粒大麦	（銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき）	6,290円
はだか麦	（銘柄Ⅲ・1等正味60kgにつき）	9,421円

ウ 6年産麦の政府買入数量は次のとおりである。

	6年産	5年産	前年対比
小 麦	505,733	562,570	89.9%
大 麦	47,950	79,041	60.7%
はだか麦	9,993	10,903	91.7%
合 計	563,676	652,514	86.4%

3 麦管理改善対策

(1) 6年産麦についての実施状況

ア 小麦

(ア) 6年産小麦の流通契約の基準となる数量（契約基準数量71万6千t）及び流通契約諸条件については、5年7月14日に開催された事前協議会（生産者団体及び実需者代表等で構成）において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者との間で製粉用66万9千t、固有用途用（しょうゆ等）4万7千t、計71万6千tの流通契約（当初契約）が締結された。（表3）

(イ) 6年産の政府買入数量は、50万6千tと契約基準数量を大幅に下回るものとなった。

このため、収穫時における流通契約については、生産者と実需者の話し合いにより原則として当初契約を一律に圧縮する形で全量が契約締結された。

イ 大・はだか麦

(ア) 6年産大・はだか麦の契約基準数量（9万5千t）及び流通契約諸条件については、5年7月14日に開催された事前協議会において、合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者の間で、精麦用7万8千t、麦茶用1万7千t、計9万5千tの当初契約が締結された。（表3）

(イ) 6年産の政府買入数量は、5万8千tと契約基準数量を大きく下回るものとなり、需要量に対し約3万

表3 小麦及び大・はだか麦の契約締結状況

（単位：玄麦千t）

種 類	6年産	7年産
小 麦		
流通契約基準数量	716	639
当初契約数量	716	—
未契約数量	0	—
政府買入数量	506	—
契約麦	506	—
非契約麦	0	—
大・はだか麦		
流通契約基準数量	95	87.5
当初契約数量	95	—
未契約数量	0	—
政府買入数量	58	—
契約麦	58	—
非契約麦	0	—

7千tの供給不足が見込まれる状況となった。

このため、不足分については外国産麦で対応することとされた。

収穫時の流通契約については、実需者団体間で調整を行い締結された。

(2) 7年産麦契約締結状況

7年産麦の流通契約の基本条件等については、6年7月29日に開催された事前協議会において、次のとおり合意決定された。

ア 小麦

(ア) 契約基準数量は、63万9,300t(6年産71万6千t)とする。

(イ) 条件付契約麦の対象範囲と生産者負担金の基準額等(表4)

(ウ) その他

① 契約基準数量の確保について

生産者側にあつては、契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図るものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産者側にあつては引き続き品質向上、物流の改善に努めるものとする。

③ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通の目標は853千t(全国)とし、生産側はこの目標に向け生産の拡充と供給の安定に努力するものとし、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

イ 大・はだか麦

(ア) 契約基準数量は8万7,500t(6年産9万5,222t)とする。

(イ) 条件付契約麦の対象範囲と生産者負担金の基準額等(表5)

(ウ) その他

① 契約基準数量の確保について

生産者側にあつては、契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図るものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては引き続き品質の向上、物流の向上に努めるものとする。

表4 小麦の条件契約麦の対象範囲と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 県間流通麦	県間流通する麦 但し、超過麦は除く	1 北海道産 146円/60kg (2,433円/t) ※道内流通を含む。 2 都府県産 消費地までの経費 実費相当額の一部を負担すること とし、県別負担額等については、 別に定めるところによる。 30円/60kg (500円/t)	実需者の引取経費の一部を 生産者が負担することによ り、当該麦の流通円滑化を図 る。
2 好まれない 荷姿の麦	内麦引取量の全量について バラ物の引取りを希望する実 需者に対して、袋物を引き渡 した場合の当該袋物の麦		実需者が袋物を引き取る場 合、バラ物に比較して引き取 り経費が割増しとなるばかり でなく、解袋作業、空袋の処 分等が必要となること等を考 慮して、生産者が一定の負担 を行うことにより、当該麦の 流通円滑化を図る。
3 未集約麦	実需者の引き取り場所とな る1倉所当たりの規模が30t 未満となっている麦。 但し、県内実需者等で小口 引取りが常態化している等の ため、特にそのような取扱い を実需者が希望しない場合を 除く	1,600円/t	未集約のものについての掛 り増し経費の増嵩分の一部を 生産者が負担することによ り、当該麦の流通円滑化を図 る。
4 超過麦	都道府県別契約基準数量の 102.5%を越える数量の麦	消費地までの経費実費相当額と し、負担額等については、別に 定めるところによる。但し北海 道産については、消費地までの 経費実費相当額として8,200円/tを負担 する。	契約数量を上回る麦の流通円 滑化を図る。

(注) 1の県間流通麦の但書き及び4の超過麦の規定については適用しない。

③ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通の目標は154.5千トン(全国)とし、生産側は別途定める麦種別生産目標に向けて努力するものとし、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

ウ 契約生産奨励金

6年10月20日に開催された契約生産奨励金基準額決定委員会において、7年産麦に係る契約生産奨励金の

交付要件及び基準額の見直し等が決定された。(表6)

4 売 却

(1) 製粉用玄麦の売却実績

6年度における製粉用玄麦(小麦)の系統別売却実績は、内麦46万8千t(9%)、ソフト系外麦132万1千t(26%)、セミハード系26万7千t(5%)、ハード系外麦306万6千t(60%)で、対前年43万5千tの増加とな

表5 大・はだか麦の条件付契約麦の対象範囲と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 遠隔地産麦	北海道産の麦 関東産の麦で域外(九州、四国)の実需者が引き取る麦 東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	北海道産 59円/50kg 関東産 47円/50kg (940円/t) 東北・北陸産 32円/50kg (640円/t)	遠隔地産麦については、実需者の引取り経費が割高となっている実態にかんがみ、この引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
2 好まれない荷姿の麦	内麦引取量の全量についてバラ物の引取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	25円/50kg (500円/t) 30円/60kg (500円/t)	実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引取り経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
3 未集約麦	実需者の引取り場所となる1倉所当たりの規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取りが常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	1,600円/t	未集約のものについての掛増し経費の増嵩分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

表6 7年産契約生産奨励金交付要件及び基準額

(1) 品質改善奨励額

品位ランク	小麦 (60kg)	大麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
A	500円	410円	500円
B	350	280	350
C	100	80	100
D	0	0	0

(2) ばら化奨励額

要 件	基 準 額
ばら流通する契約麦	1,800円/t

(3) 集約化奨励額

要 件	基 準 額	交 付 期 間
6年産以降新たに別に定める要件により集約がなされた契約麦	1,600円/t	要件を満たして契約対象となってから3年間

(4) 生産流通改善奨励額

要 件	基 準 額
売渡受託者によって政府に売り渡された契約麦	300円/t

った。

また、売却数量のうち外小麦の産地国別の売却割合は、アメリカ産272万2千t(WW72万9千t, SH26万7千t, HP37万5千t, DNS120万7千t, DRM14万4千t)で58%, カナダ産133万9千t(1CW130万8千t, DRM3万1千t)で29%, オーストラリア産59万3千t(ASW)で13%となっている。

なお、この数量には一般売却によるもののほか、手延そうめん用売却2千tを含んでいる。

(2) 精麦用玄麦の売却実績

精麦用としては、16万8千t(国内産大麦5万3千t, はだか麦1万t, 外国産大麦10万5千t)を売却した。

(3) 固有用途用の売却実績

小麦については、しょうゆ用等として17万2千t(内麦3万2千t, 外麦14万t)を売却した。

大・はだか麦については、麦茶・ビール用等として3万8千tを売却した。

第4節 倉庫の概況と保管・輸送

1 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成6年4月1日現在の食糧庁指定倉庫の標準収容力(臨時指定倉庫を含む)は、政府倉庫(政府サイロを含む)15万5千t, 農業倉庫(カンントリーエレベーターを含む)926万3千t, 集荷商人倉庫54万8千t, 営業倉庫299万3千t, 民間サイロ342万1千t, 合計1,638万tとなり、前年同期に比べて39万2千tの増加となっている。

また、経営主体数は政府倉庫11, 農業倉庫2,312, 集荷商人倉庫1,165, 営業倉庫(民間サイロを含む)689, 合計4,177であり、前年同期に比べて233減少している。

カンントリーエレベーターの収容力は年々増加してきており、6年4月1日現在で5,302サイロビンが指定され、その収容力は138万7千t(もみ)に達している。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は6年11月末現在で499万6千t(うち、国内米153万8千t)であり、前年同期に比べ243万t増加(うち、国内米137万8千tの増加)となっている。

最近3か年の食糧庁指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表7のとおりである。

表7 食糧庁指定倉庫の収容力及び在庫数量
(単位：千t)

年 度	標準収容力	在庫数量
4	16,100	3,630
5	15,998	2,566
6	16,380	4,996

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

6年4月1日現在における食糧庁指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は434万3千tであり、12万4千t増加している。

最近3か年の低温・準低温倉庫の収容力及び低温保管数量の推移は表8のとおりである。

表8 低温・準低温倉庫の収容力及び低温保管数量
(単位：千t)

年度	区分	標準収容力	低温保管数量
4	低温	3,267	713
	準低温	932	90
	計	4,199	803
5	低温	3,314	534
	準低温	905	72
	計	4,219	606
6	低温	3,444	45
	準低温	899	2
	計	4,343	47

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

6年度政府所有食糧等の保管料支払額は336億円であり、前年度に比べ113億円の増となっている。

表9 6会計年度保管料支払額

(単位：百万円)

種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減(△)
国 内 米	665	5,671	6,336	2,076
国 内 麦	593	1,543	2,136	△208
外 米	9,278	1,035	10,313	9,436
外 麦	7,558	—	7,558	412
輸入飼料	7,305	—	7,305	△357
計	25,399	8,249	33,648	11,359
対前年増減(△)	6,866	4,493	11,359	

3 輸 送

輸 送 概 況

ア 運送数量

平成6年度における政府米の運送数量については、平成5年産の著しい不作により、外国産米を緊急輸入

したため、国内産米の輸送数量は減少したものの、外国産米の輸送数量が大幅に増加したので、前年度に比べ約103万トンの増加となっている。

表10 6会計年度政府米輸送実績

(単位：千トン)			
年産	県間運送	県内運送	計
4年以前産	9	1	10
5年産	21	10	31
6年産	313	86	399
国内産計	343	97	440
外国産	897	584	1,481
合計	1,240 (598)	681 (430)	1,921 (1,028)

イ 輸送対策

輸送環境の厳しい状況下における米穀の安定輸送に向けて、平成6年度は次の輸送対策を実施した。

(ア) 輸送数量の事前通知及び運送指令の早期発出により、指令月初めからの輸送体制の確保。

(イ) 比較的輸送余力のある時期における前倒し輸送の実施。

(ウ) 臨時貨物列車の設定及び終始トラックでの緊急輸送等輸送能力の確保。

また、年度前半においては、厳しい需給状況下における緊急輸入米の期限内での輸送を行うため、夜間、土・日曜日等の休日運送をはじめ、機動的・弾力的な対応を積極的に実施した。

第5節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

5年産米の未曾有の不作により、6年度まで緊急輸入を行ったが、6年度における食糧管理特別会計による外国産米穀の輸入量は、うるち米1,697千t(決算ベース、以下同じ)、もち米51千tであった。

なお、5年度、6年度通じての緊急輸入米の総輸入量は2,598千tであった。

(2) 麦 類

6会計年度における食糧管理特別会計による小麦の輸入量は582万1千tで、うち食糧用488万7千t、飼料用93万4千tである。大麦の輸入量は174万4千tで、うち食糧用11万8千t、飼料用162万6千tであった。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

6年度における輸入の国別内訳は、タイうるち米271千t、中国うるち米850千t、中国もち米51千t、アメリカうるち米416千t、オーストラリアうるち米156千tとなっている。この他従来より行われている「泡盛」の原材料用であるタイ国産うるち砕精米4千tを輸入した。

(2) 米穀の国際需給と価格の動向

ア 国際関係

(ア) 1994年の世界の米の生産量(粳ベース)は、前年を上回る5億3,970万tとなった(FAO資料による。以下同じ。)

これは、アジア地域の主要生産国(インド、タイ、ミャンマー、等)の生産量が増加したことによる。

(イ) 94年の世界の米の貿易量(精米ベース)は、日本、インドネシア等の輸入の増加等により、前年を上回る1,640万tとなった。

(ウ) 94年の世界の米の期末在庫量(精米ベース)は前年を下回る5,810万tとなった。

イ 国際価格

米の国際価格の動向をBOT(タイ国貿易取引委員会)公表の価格(うるち精米100%B)でみると、94年3月以降下げ始め、タイの二期作米の出回り、アメリカ、タイ等主要生産国の豊作、日本の緊急輸入の終了等から94年2月に500ドル/tであったのが、95年3月末には315ドル/tとなった。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

6年度における小麦の輸入量は、前年度を41万8千t上回る582万1千t(前年度は540万3千t)となった。このうち、食糧用の輸入量は前年度を66万4千t上回る488万7千t、飼料用は、前年度を24万6千t下回る93万4千tであった。

これを国別に見ると、アメリカが全輸入量の54%にあたる314万4千t、カナダが27%の153万8千t、オーストラリアが20%の113万9千tとなった。

イ 大麦

6年度における大麦の輸入量は、前年度を20万5千t上回る174万4千t(前年度は153万9千t)となった。このうち、食糧用は11万8千tで精麦用及びビール用の原料として輸入された。一方、飼料用大麦については、そのほとんどを輸入に依存しており、需要量については畜産の動向、他の飼料穀物との価格関係等により変